

栃木県条例第三十二号

栃木県産業再生委員会条例

(設置)
第一条 本県の中核的金融機関が平成十五年に預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第百二条第一項第三号に定める措置の適用を受けたことに伴う県民生活や県内経済への深刻な影響を最小化し、地域産業と地域金融の一体的再生を図るために、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第三項の規定に基づき、栃木県産業再生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)
第二条 委員会は、委員三十人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。
- 一 県内経済団体の役職員
 - 二 県内金融機関の役職員
 - 三 政府系機関の役職員
 - 四 政府系金融機関の役職員
 - 五 関係行政機関の職員
 - 六 学識経験のある者

(存続期間)
第三条 委員会の存続期間は、前条第二項の規定により知事が最初の委員を任命した日から二年とする。

(任期)
第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(任務)
第五条 委員会は、県民生活の安定のため、県内産業経済の振興に係る調査を行い、県内の産業及び地域の活性化並びに地域金融の再生等に関する方策を検討し、提言する。

- 2 委員会は、必要に応じ、関係者から意見を聴取する。
- 委員長及び副委員長

(委員長及び副委員長)
第六条 委員会に委員長及び副委員長一人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)
第七条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めたときは、委員会に関係者の出席を求め、その意見を求めることができる。

部会

第八条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に部会長を置き、委員長の指名する委員がこれに当たる。

3 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

4 部会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

5 部会長が必要と認めたときは、部会に関係者の出席を求め、その意見を求めることができる。

庶務

第九条 委員会の庶務は、商工労働観光部において処理する。

雑則

第十条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 知事は、委員会の設置に当たっては、県議会と十分な協議を行うものとする。